

告 示

埼玉県告示第千二百五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年九月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバホーム志木店

志木市柏町一丁目九百三十番十三号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

(一) 交通安全対策について

市道一三九号線に接する出入口については、利用者車両による渋滞が生じないよう対策を講じること。また、商品搬入車両についても同じく市道に待機することなく、スムーズに施設内に進入できるように対策を講じること。

利用客の車両の店舗への出入りは、極力市道第一三九号線を避け、開発道路から出入りするよう、案内看板など適所に掲示すること。

交通整理員をすべての出入口（NO・1出入口、搬出入用出入口、開発道路出入口等）に配置のこと。

とくに出入口NO・1と開発道路出入口には常時複数の交通整理員を配置のこと。

(株)トステムビバ、(株)いなげやの二店舗の敷地に沿う市道第一三九号線と第一二六二号線に新設される歩道については、自転車利用客が多く見込まれることから、自転車と歩行者併用とし、歩行者と自転車用のカラー通行分離帯を設けること。

開店時の対策 開店後の二カ月程度は多数の来客が見込まれることから、臨時駐車場を隣接の長谷工コーポレーション敷地内に設けるなど、開店当初の混乱を避けるよう対策を講じること。

(二) 騒音・臭気等・放熱等の公害対策について

変電設備、大型室外機から出る騒音対策を講じられること。とくに、住宅街に近い場所に設置予定の変電設備は常時稼働されることから、この設備から生じる低周波音による健康被害が生じることのないよう、万全の防音対策を講じること。

店舗内及びごみ置き場等から放出される臭気に対して、外気に漏れることのないよう万全の対策を講じること。

地球温暖化対策と相まって、施設全体（駐車場も含む）からの温室効果ガス削減に努めること。拡散されるエネルギーなどデータの蓄積を行い、具体的な改善策に反映させるよう努めること。

(三) 情報公開について

種々の環境問題（交通、騒音、臭気、消費エネルギー等）のデータの収集を行い、必要に応じて住民等からの情報公開請求にこたえること。

二 縦覧期間

平成二十二年九月七日から平成二十二年十月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター